# ひたちおおた お知らせ版

令和2年（2020年）5月25日号
発行 常陸太田市／編集 広報広聴課
〒313-8611 常陸太田市金井町3690
TEL 72-3111 内線303・304
FAX 72-3002
- 常陸太田市の市外局番は0294です -

5/25
No.610

お知らせ版は市のホームページでも
ご覧になれます
http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/
市ホームページQRコード

目次

**新型コロナウイルス感染症に関するご案内……　P1～**
特別定額給付金／子育て世帯への臨時特別給付金／徴収猶予の特例制度／上下水道料金の支払猶予／拡大防止協力金上乗せ支給／県外の学生への地域産品等の応援物資／イベント等の中止　ほか

**案　内……　P6～**
令和元年台風第19号関連（保険料等の減免期間延長）／マル福受給者証の更新／農耕車両の通行時のお願い／新規起業の補助／中小企業の方への補助／市民雇用奨励金／アパート建築・改修費用の一部助成　ほか

**募集・資格・講座……　P10～**
水道メーター検針委託員募集／市営住宅入居者募集／じょうづる縁結び隊募集　ほか

**相談……　P11～**
ひたちおおた健康ホットライン24／相談日程　ほか

**図書館だより……　P13**

**ひたちおおたカレンダー……　P14**

＊5月15日現在の情報を記載しています。新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、変更されることがありますので、事前に各問い合わせ先にご確認ください。

## 5月14日、緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス感染症との闘いは長期戦を覚悟しなければなりません。

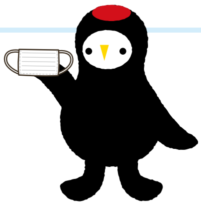

引き続き、マスクの着用、手洗い・うがいなどを心がけて感染症対策に努めていきましょう。
また、気温が上がるこれからの時期は、マスク着用による熱中症にも注意してください。
少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。

- ☑息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☑重症化しやすい方（高齢者や基礎疾患がある方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ☑上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

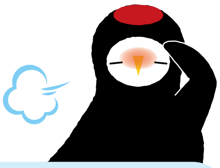

◆問：帰国者・接触者相談センター（029-265-5515／ひたちなか保健所）

**公共施設の対応について**
休館となっていた公共施設の再開に関する情報は市ホームページでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の状況により
お知らせ内容が変更になることがあります。

申…申し込み、申請、届出先
問…問い合わせ先
＊各支所の連絡先についてはページ下部に記載しています。

# 新型コロナウイルス感染症に関するご案内

## 特別定額給付金に関するお知らせ

市では、市内全世帯（4月27日現在）に対して、特別定額給付金の申請書を5月11日に発送し、申請を受け付けています。申請受付期間中に申請を行ってください。

◆**給付対象**：令和2年4月27日現在で、本市の住民基本台帳に記録されている方

◆**給付額**：給付対象者1人につき10万円

◆**給付時期**：市が申請書を受理してからおおむね7～9日後

＊市から振込通知書を送付します。

＊申請書に不備があると、確認の手続き等のため、給付に時間を要する場合があります。

◆**給付方法**：世帯主本人名義の金融機関口座への振込み

◆**受給権者**：住民基本台帳に記載されている方の属する世帯の世帯主

◆**申請期限**：8月11日（火）

＊当日消印有効

◆**申請方法**：郵送またはオンライン

＊市役所窓口では申請書の配布・受付は行いません。

**【郵送による申請】**

市から各世帯宛てに郵送された申請書に振込口座等を記入し、本人確認書類の写しと振込先口座の確認書類の写しを申請書裏面に貼付し、返信用封筒にて、切手を貼らずに投函してください。

＊水道料・住民税等の引落や児童手当等の現に使用している口座に振込を希望する場合は、振込先口座の確認書類の写しは不要です。

＊申請書は、基準日（4月27日）現在の住民基本台帳に記録されている世帯主の住所地に発送しています（居住地が違う場合でも、住民登録されている住所地に届きます）。申請書が届かない場合はお問い合わせください。

**【オンラインによる申請（マイナンバーカードが必要）】**

インターネットサイト「マイナポータル」にアクセスし、必要事項を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし電子申請してください（電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要です）。

＊詳しくは「マイナポータルサイト」にてご確認ください。

◆**申・問**：総務課特別定額給付金推進室（内線380・381）

市ホームページ

## 子育て世帯へ臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、国および市から給付金を支給します。

◆**給付対象**：令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当および特例給付受給者（公務員を含む）

◆**給付額**：
・児童手当受給者…対象児童1人につき2万円（国・市から支給）
・特例給付受給者…対象児童1人につき1万円（市から支給）

**【公務員以外の方】**

◆**手続**：案内を送付します。申請手続は不要ですが、希望されない方は6月1日（月）までに連絡してください。

◆**給付時期**：6月10日（水）

**【公務員の方】**

◆**手続・給付時期**：申請手続きが必要です。所属庁の証明を受けた申請書を提出してください。市で確認後に順次給付します。

＊公務員の特例給付受給者の方は、市の給付金の支給対象となりますので連絡してください。

◆**申・問**：子ども家庭係（内線145）

## 特別定額給付金に関するよくあるご質問

**問1：添付書類は、何を貼り付けたらよいですか？**

申請者本人確認書類の写しを1枚貼付してください。

（例）運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳など

振込先金融機関口座確認書類の写しを１枚貼付してください。

（例）通帳（口座番号が書かれた部分）またはキャッシュカードのコピー

＊水道料・住民税等の引落や児童手当等の現に使用している口座に振込を希望する場合は、振込先口座の確認書類の写しは不要です。

**問2：基準日に生まれた子どもは給付対象者となりますか？**

給付対象となります。　＊令和2年4月28日以降に生まれたお子さんは給付対象となりません。

**問3：基準日（令和2年4月27日）以降に亡くなった人は給付対象となりますか？**

給付対象となります。　＊令和2年4月26日以前に亡くなった方は給付対象となりません。

**問4：同一世帯内で受給口座を分けることはできますか？**

原則として世帯主（申請・受給者）が一括して受給するものとしています。

**問5：代理人による申請は可能ですか？**

世帯主本人による申請が困難な方は、基準日（令和2年4月27日）時点で世帯主の属する世帯の世帯構成者や法定代理人、親族、その他の平素から世帯主本人の身の回りの世話をしている方等による代理申請が認められます。

世帯主の属する世帯構成者の方を代理人とする場合は、世帯主の本人確認書類の写しに加え、当該代理人の方の本人確認書類も添付してください。

世帯主の属する世帯構成者以外の方を代理人とする場合は、本人と代理人との関係を説明する書類などが必要となりますので、事前にご相談ください。

**問6：給付を希望しないことはできますか？**

可能です。給付を希望しない場合、郵送された申請書を返送しなければ給付されません。また、給付対象者の一部の人の分だけ給付を受け取る場合は、申請書の給付対象者の右側のチェック欄に記入して返送してください。

**問7：現金での給付をしてもらうことはできますか？**

感染症拡大防止のため口座振込が原則ですが、金融機関の口座がないなど、真にやむを得ない理由の場合のみ現金の給付を行います。

## ⚠ 給付金を装った詐欺にご注意ください

行政機関が給付金の給付のためにATMの操作をお願いしたり、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

不審な電話がかかってきた場合には、各問い合わせ先や太田警察署（73 - 0110）へご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症の状況により
お知らせ内容が変更になることがあります。

申…申し込み、申請、届出先
問…問い合わせ先
＊各支所の連絡先についてはページ下部に記載しています。

## 市税の徴収猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、申請することにより、原則1年間、市税の徴収猶予の特例措置が受けられます。

担保の提供は不要です。延滞金もかかりません（税金そのものが免除になるものではありません）。猶予期間内の途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

◆対象となる方：次のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者

・新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20％以上減少していること。

・一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

＊「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

◆対象となる市税：令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人市県民税、法人市民税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）

＊一度に猶予申請できる税目は、納期限が申請日の翌月に到来する程度のものまでです。

＊すでに納付済みの税金については猶予の申請はできません。

◆申請期限：令和2年6月30日または納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日

◆申請方法：申請書に必要書類を添えて、収納課へ郵送（推奨）か持参、またはeLTAXによる電子申請により提出してください。

【必要書類】

①新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少の事実を証するに足りる書類（売上帳、現金出納帳、預金通帳の写しなど）

②財産目録その他の資産および負債の状況を明らかにする書類

③猶予を受けようとする日以前の収入および支出の実績並びに同日以後の収入および支出の見込みを明らかにする書類

＊②、③については、申請書に必要な記載がある場合は省略可能です。

＊近接した時期に他の行政機関（税務署等）から猶予が認められている場合には、その猶予申請書および猶予許可通知書の写しをもって必要書類の代わりとすることも可能です。

＊申請書は申請先で配布しています。また、ホームページからもダウンロードできます。

◆申・問：収納課収納係（内線203・205・243）

市ホームページ

## 上下水道料金の支払猶予について

市では、一時的に上下水道料金の支払いが困難な事情がある方について支払いを猶予します。

◆対象：新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が減少している場合など、一時的に上下水道料金の支払いが困難になった方

＊個人法人全ての方が対象となります。

◆支払猶予の内容：1年を限度として支払いを猶予します。

＊この猶予期間後も、支払いについてのご相談に応じます。

＊申請については問い合わせ先までご相談ください。

◆問：上下水道総務課料金係（72-1230）

## 県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に上乗せして支給します

市では、県が行った要請に応じ、休業または営業時間短縮を行った事業者に対して、施設の維持やその後の円滑な再開に向けた経済活動の支援をするため、県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金への上乗せ支給を行います。

◆支給対象者：次の全てに該当する方

●市内に事業所や店舗等を有し、県の要請に応じて休業等を行い県協力金の交付決定を受けた方

●市税等に滞納がない方

●反社会的勢力と関係がない方

◆協力金の額：1事業者あたり10万円

◆申請期限：7月31日（金）

＊当日消印有効

◆申請方法：交付申請書に次の必要書類を添えて申請先に郵送してください。

【必要書類】

①県協力金の交付決定通知書の写し

②県協力金の交付申請の際に提出した資料のうち、事業活動を証する書面の写し、および、休業または営業時間短縮をしたことがわかる書面の写し

③協力金の振込先の通帳等の写し

＊その他必要に応じて別途資料の提出を求めることがあります。

＊申請書は、申請先・各支所・市商工会で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます

◆申・問：商工振興・企業誘致課（内線621・622）

市ホームページ

## 県外のひとり暮らし等の学生に地域産品等の応援物資を送ります

新型コロナウイルス感染症の拡大により、帰省の自粛等の影響を受けている市内出身で県外に暮らしている学生に対して、地域産品等の物資を送付し、生活の応援をします。

◆対象者：次の全てに該当する方

●市内に住所を有する方の子

●県外に在住する学生（大学・大学院・短期大学・専修大学・専門学校・予備校などの学生）

◆配送する物資の内容：地域産品（常陸太田市産の米、野菜、その他加工品）／その他物資（マスクなど）

◆申請期限：8月11日(火)

＊当日消印有効

◆申請方法：給付申請書に次の必要書類を添えて持参、郵送、FAX、電子メールで申請してください。

【必要書類】

次のいずれかの書類

①学生証の写し

②在学証明書の写し

③その他学生であることを証する書類

＊携帯電話等で書類の写真を提示していただいても結構です。

＊電子メールの場合、件名を「常陸太田市ひとり暮らし等学生生活応援給付事業申請（申請者氏名）」と入力し、書類をPDFで添付して送信してください。

＊申請書は、申請先・各支所で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

◆申・問：少子化・人口減少対策課（内線314・346／FAX72-3002／kikaku3@city.hitachiota.lg.jp）

市ホームページ

## イベント等の中止について

次のイベントや行事は中止となりました。また、市が主催するイベント等については、市ホームページで最新の情報をご確認ください。

| とき | イベント・行事名 | 問い合わせ先 |
| --- | --- | --- |
| 6月9日 | 幸久幼稚園「すこやかデー」 | 幸久幼稚園（72-7006） |
| 6月25日 | 太田進徳幼稚園「すくすくデー」 | 太田進徳幼稚園（72-0317） |
| 7月1日 | 市民親善ゴルフ大会 | スポーツ振興課<br>スポーツ振興係（73-0090） |

新型コロナウイルス感染症の状況により
お知らせ内容が変更になることがあります。

申…申し込み、申請、届出先
問…問い合わせ先
＊各支所の連絡先についてはページ下部に記載しています。

**案内**

## 生ごみ処理容器等の購入費を補助します

ごみの減量化を推進するため、ご家庭の生ごみを堆肥化する生ごみ処理容器等の購入費の一部を補助しています。園芸や農業をされる方は、ぜひご活用ください。

◆**対象製品および補助金額**：
●生ごみ処理容器（コンポスト・ミミズコンポスト等）…購入費用の2分の1（上限3千円、1世帯当たり2基まで）
●生ごみ減量化機器（機械式生ごみ処理機）…購入費用の2分の1（上限2万円、1世帯当たり1基まで）

◆**対象者**：市内に居住している方で、生ごみ処理容器等で生ごみを堆肥化したものを自家処理できる方

◆**申請方法**：購入した日から1年以内に、申請書に必要事項を記入し、次の書類等を持参の上、お申し込みください。
●領収書（発行日から1年以内のもので、生ごみ処理容器等であることがわかる商品名・メーカー名・型式等が記載され、購入者の氏名・購入価格・購入数量、購入店の社印および担当者印のあるもの。レシートは不可）
●申請者の預金通帳（補助金の振込先を確認します）
●印鑑
＊申請書は申請先の窓口または市のホームページからもダウンロードできます。

◆**申・問**：環境政策課環境企画係（内線109）／各支所

令和元年台風第19号関連

## 保険料等や一部負担金の減税期間延長

（国保、後期高齢者医療、介護保険）

令和元年台風第19号により居住する住宅が半壊以上の被害があった場合の保険料等や一部負担金の減免期間が延長になりました。

◆**減免の対象者**
居住する住宅が半壊以上の損害を受けた、国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者・介護保険第1号被保険者
＊すでに減免の申請をしている方は、再度の申請は必要ありません。
＊延長に伴い、新たに減免の対象となる方や申請がお済みでない方は申請をしてください。申請書等は各窓口にも備え付けてあります。

**【保険料等の減免について】**

| | 減免期間（対象） |
|---|---|
| 国民健康保険税 | 令和２年９月分保険税まで |
| 後期高齢者医療保険料 | 令和２年９月分保険料まで |
| 介護保険料 | 令和２年９月末日までに支払期限が到来する保険料 |

| 損害程度 | 減免割合 |
|---|---|
| 全壊 | 全額 |
| 半壊・大規模半壊 | 1／2 |

◆**減免申請に必要なもの**
・減免申請書等（①～③のうち該当するもの）
①国民健康保険税減免申請書
②後期高齢者医療保険料減免申請書および申立書
③介護保険料減免申請書
・り災証明書
・印鑑（スタンプ印不可）
・口座番号が分かるもの

**【一部負担金の減免について】**

| | 減免期間 | 医療機関等窓口で提示するもの |
|---|---|---|
| 国民健康保険一部負担金 | 令和2年9月末日 | 一部負担金免除証明書 |
| 介護保険サービス利用料 | 令和2年9月末日 | 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証 |

＊後期高齢者医療一部負担金の減免については、令和2年3月末日をもって終了となりました。

＊国民健康保険被保険者で一部負担金免除対象となる方が、令和元年10月12日以降に医療機関において一部負担金を支払った場合は、還付申請の手続きをすることで払い戻しが受けられます。還付申請の際

は、保険証・受診した医療機関等の領収書（原本）・世帯主の印鑑（スタンプ印不可）・世帯主名義の口座番号が必要となります。

◆申・問：国民健康保険について…保険年金課国保係（内線112）
後期高齢者医療について…保険年金課年金医療係（内線117）
介護保険について…高齢福祉課介護保険係（内線154・155）

◆申：各支所

## 重度障害者、母子家庭、父子家庭の方へ マル福受給者証の更新について

現在お使いのマル福受給者証は、6月30日で有効期間が満了となります。7月1日から使用する新しい受給者証は、所得判定を行い、該当する方へ6月下旬に郵送で交付しますのでご確認ください。

●本市に転入された方や、確定申告がされていないなど、所得等の確認ができない方については別途通知します。必要な書類を用意の上、申請してください。

●所得超過のため今年度非該当の方へはその旨を通知します。所得超過により非該当となった方で、高校3年生相当までの方には、市の単独助成による受給者証を交付します。

＊平成31年4月1日から、精神保健福祉手帳1級をお持ちの方が重度障害者マル福の対象になりました。申請がお済みでない方は申請してください。

＊妊産婦、小児のマル福受給者証をお持ちの方は、今回の更新には該当しません。

◆問：保険年金課年金医療係（内線117・118）

## 土や泥などが付着した農耕車両の通行時のお願い

トラクターなどの農耕車両が、田や畑から道路へ出る際に付着した土の塊や泥などを落としながら走行している場合が見受けられます。このような行為は、道路が汚れるばかりでなく、通行する歩行者や車両の事故につながるおそれがあります。農耕車両が作業終了後に道路に出る際には、車輪などに付着した土や泥などを取り除いてから走行するようお願いします。

◆問：建設課用地管理係（内線223・224）

## 第11回特別弔慰金のご案内

戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等（軍人・軍属・準軍属）のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

◆支給対象者：令和2年4月1日時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等の受給者（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、左表の先順位のご遺族お一人に支給されます。

◆支給額：25万円（5年償還の記名国債）

◆請求期限：令和5年3月31日

＊請求書の受理から国債のお渡しまで、1年以上かかることがあります。

◆請求方法：請求者の戸籍抄本のほか、請求者が過去に特別弔慰金の請求をしたことがあるか等の状況により、提出書類が異なります。詳しくはご相談ください（請求書等は担当窓口に備えてあります）。

◆申・問：社会福祉課社会福祉係（内線141・142）／各支所

| 順位 | 支給対象者 |
|---|---|
| 1 | 令和２年４月１日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方 |
| 2 | 戦没者等の子 |
| 3 | 戦没者等の死亡当時に生存していた親族で、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹<br>＊戦没者等の死亡時、生計関係を有している等の要件により順番が入れ替わります。 |
| 4 | 上記１～３以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）<br>＊戦没者の死亡時まで引き続き１年以上の生計関係を有していた方に限ります。 |

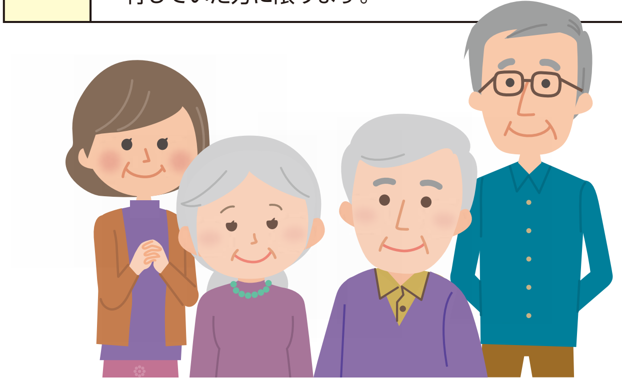

新型コロナウイルス感染症の状況により
お知らせ内容が変更になることがあります。

申…申し込み、申請、届出先
問…問い合わせ先
＊各支所の連絡先についてはページ下部に記載しています。

## 新規起業する方に補助します

◆**対象者**：市内に住所を有し、かつ、本市に3年以上居住し、事業を継続しようとする個人で、市内において令和5年3月31日までに起業しようとする方または市内で起業し3年に満たない方
◆**対象事業**：市産業の振興および雇用の創出に寄与する事業（農業、林業、漁業、無店舗小売業、金融業、保険業の一部、医療・福祉の一部、サービス業の一部を除く）
◆**対象経費**：人件費／官公庁への書類作成費／施設借入費／設備費（備品等はリース、レンタルに限る）／原材料費（試供品製作等に限る）／知的財産権等関連経費／謝金／旅費／マーケティング調査費／広報費／委託費等
◆**補助対象期間**：起業3年度目まで
◆**補助額**：対象経費の2分の1（上限50万円／年度）
◆**申請方法**：申請先に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて申請してください。
◆**申・問**：商工振興・企業誘致課（内線621・622）

## 【中小企業者の方へ】販路拡大事業に補助します

中小企業者が見本市等に出展するための経費の一部を補助します。
◆**対象者**：市内中小企業者（製造業・情報関連産業）
◆**対象事業**：取引先または事業提携先の開拓、受注機会の確保を目的とした見本市等への出展
◆**対象経費**：出展料／会場設営費／運搬費／資料作成費等（翻訳、通訳代等）／旅費
◆**補助額**：対象経費の2分の1
●国内…上限20万円
●海外…上限50万円
◆**申請方法**：申請先に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて申請してください。
◆**申・問**：商工振興・企業誘致課（内線621・622）

## 【中小企業者の方へ】経営革新による経営力向上の取組に補助します

中小企業者が経営革新による経営力向上の取組として行う新商品の開発・生産、新サービスの開発・提供、新規事業分野への進出等に要する経費の一部を補助します。
◆**対象者**：個人事業主は市内に住所を、法人は市内に本社を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる市税に滞納がない中小企業者
◆**対象事業**：令和5年3月31日までに中小企業等経営強化法第14条第1項の規定による承認を受けた経営革新計画に従って行われる事業（経営革新事業）
◆**対象経費**：報償費／旅費／需用費／役務費／使用料および賃借料／研究開発費／工事請負費／設備購入費／研修費／委託費ほか
◆**補助額**：対象経費の2分の1（上限50万円）
◆**申請方法**：申請先に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて申請してください。
◆**申・問**：商工振興・企業誘致課（内線621・622）

## 【中小企業者の方へ】技能訓練事業に補助します

◆**対象者**：市内中小企業者（製造業・情報関連産業）
◆**対象事業**：技術力の向上、強化のため従業員に対し実施する技能訓練事業
●**検定等**…職業能力開発促進法に基づく技能検定／情報処理の促進に関する法律に基づく情報処理技術者試験／労働安全衛生法第61条に定める免許試験または技能講習（フォークリフト運転、玉掛け等）
●**次の機関等が実施する研修会等**（接遇に関するもの、法令により受講義務があるものを除く）…県立産業技術専門学院／県職業能力開発協会／（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城職業能力開発促進センター／（公財）日立地区産業支援センター／（株）ひたちなかテクノセンター
◆**対象経費**：検定等の受検料・練習用材料費／研修会等の受講料・教材費
◆**補助額**：対象経費の2分の1（1人につき上限5万円）
＊1事業所につき2人まで
◆**申請方法**：申請先に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて申請してください。
◆**申・問**：商工振興・企業誘致課（内線621・622）

## 市民雇用奨励金を交付します

市内の事業者が新卒等の市民を正規雇用し、一定期間継続して雇用した場合、事業者に雇用奨励金を交付します。

◆**対象者**：市内の雇用保険適用事業者

＊事業内容によっては対象とならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆**交付要件**：次のすべてに該当すること

●新卒等の市民を正規雇用者として雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合

●申請年度の前年度の求人において、事業者の都合により内定取消および求人取消をしていないこと

●申請年度およびその前年度に、事業者の都合により他の正規雇用者を解雇していないこと

●市税等の滞納がないこと

●事業者の代表者、または役員の2親等以内の親族を雇用したものでないこと

◆**奨励金の額**：雇用1人当たり10万円

＊初めて交付を受けた年度から起算して、最大3年（3回）申請できます（年度ごとの申請が必要です）。

◆**申請期間**：雇い入れの日から起算して1年経過後6カ月以内

◆**申請方法**：申請先に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて申請してください。

◆**申・問**：商工振興・企業誘致課（内線621・622）

アパート建築・改修をお考えの皆さんへ

## 費用の一部を助成します

（助成内容を拡充しました）

市への定住を促進するため、対象区域に集合賃貸住宅を建設する民間事業者にその費用の一部を助成します。今年度は助成内容を一部拡充し、既存集合賃貸住宅のリフォームを目的とした改修についても、費用の一部を助成します。

◆**対象となる住宅**（次の要件にすべて該当するもの）：

●新築、建替えおよび改修であること

●集合住宅において1棟当たり4戸以上の戸数を有するもの、もしくは、戸建住宅において1棟当たり2戸以内の戸数を有するもの

●住戸1戸当たり専用部分の床面積が40㎡以上

●住戸1戸当たりの間取りが1LDKか2DK以上

●各戸に玄関、便所、浴室および台所が設置されていること

◆**対象区域**：市内の都市計画区域および準都市計画区域

◆**申込資格**：

●対象の住宅の所有者となる法人または個人で市税等を滞納していないこと

●単年度で事業が完了すること

◆**助成内容**：

**①新築・建替えにかかる費用**

・集合住宅…対象経費の10％以内かつ1戸当たり50万円（上限400万円）

・戸建住宅…対象経費の10％以内かつ1戸当たり100万円（上限200万円）

**②新築・建替えの際の住宅等（集合賃貸住宅含）の解体にかかる費用【拡充】**

・戸建住宅解体…解体費用の2分の1以内（上限30万円）

・集合住宅解体…解体費用の2分の1以内（上限80万円）

**③既存集合賃貸住宅のリフォーム改修にかかる費用【拡充】**

・対象経費の10％以内かつ1戸あたり30万円（上限240万円）

**④住環境の向上等を目的とした新築・建替え・リフォーム改修にかかる費用【拡充】**

・次のいずれかに寄与する工事について、必要経費の30％以内かつ1提案あたり10万円（上限40万円、一建物について4提案まで）

＊例として、地域貢献を目的とした設備等の設置費用、災害時対応可能な設備等の設置費用、居住環境向上を目的とした設備等の設置費用、多家族向け集合賃貸住宅の建築に対する費用、景観に配慮した集合賃貸住宅の建築に対する費用など、提案によるもの

◆**募集棟数**：新築・建替え…3棟、リフォーム改修…1棟

◆**申込期限**：11月30日（月）

◆**申込方法**：申込書に必要な書類を添えて、直接お申し込みください。

◆**申・問**：建築住宅課建築開発指導室（内線234）

新型コロナウイルス感染症の状況により
お知らせ内容が変更になることがあります。

申…申し込み、申請、届出先
問…問い合わせ先
＊各支所の連絡先についてはページ下部に記載しています。

# 募集・資格・講座

## 水道メーター検針委託員の募集

◆応募資格：市内にお住まいで、バイクまたは車を所有している65歳程度までの方
◆業務内容：水道メーターの巡回検針、その他検針に関する業務
◆業務日：毎月5～14日のうち、7日間程度
◆契約形態：業務委託契約（個人委託）
◆業務委託月：7月から
◆検針地区：藤田町・久米町・大方町・玉造町・芦間町・岩手町
◆募集人員：1人
◆選考方法：面接（面接日については後日連絡します）
◆委託金額：検針1件につき72円（1カ月あたり800件程度）
◆申込期限：6月19日（金）
◆申込方法：市販の履歴書に記入（写真貼付）の上、郵送または持参してください。
◆申・問：上下水道総務課料金係（〒313-8611 金井町3683-2／72-1230）

## 市営住宅入居者の募集

◆募集住宅の内容：
▽幡町団地B…1戸（2DK）
▽幡町団地C…1戸（3DK）
▽幡町団地G…1戸（3DK）
▽磯部町団地…1戸（1LDK）
◆募集期間：6月22日（月）～26日（金）
◆申込方法：申込先に備え付けの申込書に記入の上、提出してください。
＊必ず事前に申込書を受け取り、説明を受けてください。
◆入居者の決定：申込多数の場合は公開抽選となります。
◆抽選日：7月10日（金）
◆入居指定日：8月31日（月）
◆連帯保証人：1人（申込後、入居予定者となった方のみ）
◆敷金：家賃3カ月分の額（申込後、入居予定者となった方のみ）
＊対象・家賃・所得要件・該当要件・優先入居条件等についてはお問い合わせください。本募集とは別に、現在募集中の住宅もあります。
＊引き続き令和元年台風第19号による災害一時利用の募集も継続しています。
＊市営住宅ではペットの飼育・預かりは禁止しています。
◆申・問：建築住宅課市営住宅係（内線241・242）

## 地域の愛のキューピットになりませんか
## じょうづる縁結び隊を募集

結婚に関する情報収集からお見合いのセッティングまで独身者の結婚に向けたサポートをしていただける方（じょうづる縁結び隊）を募集しています。活動はできる範囲で構いません。お気軽にお問い合わせください。
◆活動内容：YOU愛ネット等と連携した結婚に向けた総合的な相談、お見合い等のセッティング、イベント等のPR、じょうづる縁結び隊員同士の情報交換等
◆応募条件：市内に住所がある20歳以上の結婚相談業を生業としていない方
◆その他：出会いの相談等を担当した方が成婚に至った場合、報奨金が支給されます。
◆申込期間：通年
◆申・問：少子化・人口減少対策課（内線346）

## 佐竹ふれあい農園利用者募集

地元の方が開設している佐竹ふれあい農園で、野菜や草花を作ってみませんか。
◆利用期間：6月19日（金）～令和4年3月31日（木）
◆農園場所：谷河原町（佐竹小学校北側）
◆貸付面積：1区画25㎡
◆募集区画数：11区画（応募者多数の場合は抽選）
◆利用料金：年額3千円
◆申込期限：6月12日（金）
＊新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用希望の方はまず農政課へご連絡ください。後日申込書を送付します。
◆申・問：農政課農地計画係（内線612）／佐竹ふれあい農園 鈴木（72-1287）

## 相談　相談は無料です。

### ひたちおおた健康ホットライン24をご利用ください

専門の相談員が、身体に関する相談に電話やWEBで応じます。

◆**利用日**：24時間・年中無休

◆**対象**：市内にお住まいの方

＊市外にお住まいの方が、市内にお住まいのご家族の相談をすることもできます。

◆**内容**：体の不調・病気・ケガ・妊娠・出産・育児・介護・こころの相談など、夜間・休日などの受診可能な医療機関に関する情報提供

◆**料金**：無料（インターネット相談の通信料は除く）

◆**電話専用ダイヤル**：0120-412-124（携帯・PHSからもご利用いただけます）

◆**インターネット相談**：

①インターネットアドレスを入力、またはQRコードを読み込む

②0120-412124を入力

③「ログイン」をクリック

④相談したい内容を検索

◆**問**：健康づくり推進課（73-1212）

ファミリー・ケア・ネットワーク HP
https://familycare.souciohealth.co.jp

## 6月1日は「人権擁護委員の日」です

全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

人権擁護委員は、人権相談や人権について関心をもってもらえるような啓発活動を行っています。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

◆**各種相談窓口**：

・みんなの人権110番（0570-003-110）

・子どもの人権110番（0120-007-110）

・女性の人権ホットライン（0570-070-810）

・インターネット人権相談（左記QRコードから24時間受付）

◆**開設日および相談時間**：月～金曜日　午前8時30分～午後5時15分

◆**問**：水戸地方法務局人権擁護課（029-227-9919）

新型コロナウイルス感染症の状況により
お知らせ内容が変更になることがあります。

申…申し込み、申請、届出先
問…問い合わせ先
＊各支所の連絡先についてはページ下部に記載しています。

## 相談日程　＊相談はすべて無料です

| | とき・ところ | 内　容 | 申・問 |
|---|---|---|---|
| 精神保健相談（事前予約制） | 6月10日（水）<br>午後1時30分～／<br>合同庁舎内県北県民センター相談室 | 精神面での病や心の健康について専門医に相談できます。 | ひたちなか保健所<br>常陸大宮支所<br>（0295-52-1157） |
| | 7月22日（水）<br>午後1時30分～3時／<br>総合福祉会館 | | 健康づくり推進課<br>（73-1212） |
| こころの相談（事前予約制） | 6月17日（水）<br>午前10時～午後5時／<br>市役所社会福祉課相談室 | 精神保健福祉士によるカウンセリングです。 | 社会福祉課<br>（内線143・162） |
| 地域児童相談（予約不要） | 6月19日（金）<br>午前10時～午後3時／<br>市役所201会議室 | 家庭における児童養育に関する相談ができます。 | 子ども福祉課<br>（内線161） |
| 法律相談（事前予約制） | 6月1日（月）<br>午前9時30分～正午／<br>市役所201会議室（電話予約、定員10人） | 相談は1人15分程度、次回は8月3日（月）開催です。 | 広報広聴課<br>（内線126） |
| 行政相談（予約不要） | ①常陸太田地区…6月9日（火）<br>午後1時30分～3時30分／<br>市役所市民相談室<br>②里美地区…6月23日（火）<br>午後1時30分～3時30分／<br>里美支所 | 国や県など役所についての要望・苦情などを受け付けます。 | 広報広聴課<br>（内線126） |

# 図書館だより

◆図書館本館と各分室では、図書資料の貸出と返却のみ利用ができるようになりました。ぜひご利用ください。なお、図書館イベントについては当面の間、お休みします。

図書館本館（72-5555）、金砂郷分室（交流センターふじ内 76-2221）、水府分室（水府総合センター内 85-0142）、里美分室（里美文化センター内 82-2204）
◆休館日：毎週月曜日
◆本館の開館時間：午前9時30分～
火・木／午後6時まで
水・金／午後7時まで
土・日・祝日／午後5時まで

◆本館・展示コーナー：6月は、「環境に関する本」を展示

◆相互貸借や市内の定期便などのサービスも行っています。

◆詳細や最新の情報については、市図書館HPをご覧ください。

## おすすめ新刊案内

**あなたの不安を解消する方法がここに書いてあります。／吉田尚記　著（河出書房新社）**

不安とは、相手に受け入れてもらえないかもしれないというコミュニケーションの不安のこと。不安は行動でのみ解決する。どんな行動が解決を導くのか？必ず誰でもできる吉田式「不安解消メソッド」でその方法を具体的に示す。

**輪舞曲（ロンド）／朝井まかて　著（新潮社）**

「私、女優になるの。どうでも、決めているの」。舞台に立ちたい一心で子を捨てて上京し、キャリアの絶頂で没した伝説の名女優・伊澤蘭奢。野心を貫いた華の生涯を、男達の眼から描き出す。

**暗鬼夜行／月村了衛　著（毎日新聞出版）**

SNSに投じられた生徒の〈告発〉。突如浮上した、学校代表の「読書感想文」盗作疑惑。学び舎の陰より生まれし悪意が、一人の教師を奈落の闇に突き落とす―。

**さだの辞書／さだまさし　著（岩波書店）**

テーマは「家族・故郷・ご先祖様」「友・仲間・恩人」「歴史・土地・希望」「本・音楽・映画」。ときに爆笑、ときに涙の三題噺25話。『図書』連載を再構成し、書き下ろしを追加。

**ADHDの正体／岡田尊司　著（新潮社）**

大人のADHDの9割は「誤診」。子どものケースにも「別物」が紛れ込んでいる。精神科医が診療実績と世界各国の研究報告を踏まえ、最先端の実情から対策と予防までを徹底的に解説する。

**絵でわかる建物の歴史／エドゥアルド・アルタルリバ　著、ベルタ・バルディイ・ミラ　著、伊藤史織　訳、中島智章　監修（エクスナレッジ）**

ピラミッド、古代ギリシャの神殿、ハギア・ソフィア大聖堂、桂離宮、サグラダ・ファミリア教会堂、現代の超高層ビル、そして未来の火星基地…。建物の歴史をイラストで辿りながら、建築と建築家、建物の仕組みを学べる。

**うさぎになったゆめがみたいの／おくはらゆめ　作（BL出版）**

おひるねの時間、うさぎになった夢がみたくて、みーちゃんは前歯を出して寝てみました。だけどみたのは、うさぎじゃなくて、テンジクネズミになった夢。次の日も、前歯を出してお昼寝したけど……。

**小学生のための歯のはなし／渡邊真亀子　著（WAVE出版）**

子どもに寄り添って適切に歯をケアすることが、子どもの心を満たし、親子のつながりも深めてくれる。歯の状態や歯磨きポイントを学年別に説明し、健康な歯のための生活習慣や、歯のトラブル対処法などを紹介する。クイズ付き。

**ぼくはおじいちゃんのおにいちゃん／堀直子　作、田中六大　絵（ポプラ社）**

カイトの家にやってきたおじいちゃんは、病気になって、いろいろなことがわからなくなっていた。カイトのことを、亡くなった自分の兄の名で呼ぶおじいちゃん。そんなおじいちゃんの変化に戸惑うカイトだったが……。

# ひたちおおたカレンダー　6月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 31<br>休 藤井病院<br>72-5511 | 1 納期限<br>こ 渡辺医院<br>72-0178 | 2<br>こ 佐竹南台<br>菜のはなクリニック<br>80-2250 | 3 窓<br>こ 小林医院<br>85-0010 | 4 | 5<br>こ ひたち太田<br>家庭医療診療所<br>59-3340 | 6 |
| 7<br>休 大山病院<br>72-6161 | 8<br>こ 根本医院<br>76-2255 | 9<br>こ 藤井病院<br>72-5511 | 10 窓<br>こ 渡辺医院<br>72-0178 | 11 | 12<br>こ 太田病院<br>72-1258 | 13 |
| 14<br>休 西山堂病院<br>72-5121 | 15<br>こ 小林医院<br>85-0010 | 16<br>こ 佐竹南台<br>菜のはなクリニック<br>80-2250 | 17 窓<br>こ 根本医院<br>76-2255 | 18 | 19<br>こ ひたち太田<br>家庭医療診療所<br>59-3340 | 20 |
| 21<br>休 太田病院<br>72-1258 | 22<br>こ 太田病院<br>72-1258 | 23<br>こ 佐竹南台<br>菜のはなクリニック<br>80-2250 | 24 窓<br>こ 渡辺医院<br>72-0178 | 25 | 26<br>こ 小林医院<br>85-0010 | 27 |
| 28<br>休 渡辺医院<br>72-0178 | 29<br>こ 根本医院<br>76-2255 | 30 納期限<br>こ ひたちの<br>中央クリニック<br>72-5125 | 7/1 窓<br>こ 渡辺医院<br>72-0178 | 2 | 3<br>こ 太田病院<br>72-1258 | 4 |

休 休日当番医（受付：午前9時～午後3時30分）
こ こども夜間診療（受付：午後6時～9時30分）
窓 窓口業務時間延長
（税務課、収納課、少子化・人口減少対策課、市民課、保険年金課、社会福祉課、高齢福祉課、子ども福祉課、出納室）

**納期限**

**6月1日**　軽自動車税全期

**6月30日**　市県民税1期、里川堰2期

## 休日当番医・こども夜間診療の注意点

＊健康保険証などを忘れた場合の診療費は自己負担となりますので、忘れずにお持ちください。
＊検査は施設により行えない場合があります。翌日にかかりつけ医などで十分な検査や治療を受けてください。
＊こども夜間診療の対象は18歳（高校3年生相当）までです。
＊薬は原則、1日分の処方となります。

茨城放送（ＩＢＳ）広報番組『WE♡ひたちおおた』ラジオ放送で第1・3水曜日午後3時40分から常陸太田市の広報番組を放送中。ぜひお聴きください！！

**【常陸太田市の人口（常住人口）】**
令和2年5月1日現在

| | | |
|---|---|---|
| 人口 | 48,210人 | (-110人) |
| 男 | 23,484人 | (-57人) |
| 女 | 24,726人 | (-53人) |
| 世帯数 | 19,338世帯 | (+10世帯) |

（　）内は前月比
＊平成27年国勢調査の結果より算出

4月分
○出生……20人　○死亡……61人
○転入……108人　○転出……177人